

2018年12月19日受理

申立者

被申立者 早野龍五教授（現名誉教授）

「強く遺憾の意の表明」に対する質問書

2019年2月27日

東京大学科学研究行動規範委員会 御中

申立者代理人 弁護士 柳原敏夫

平成31年2月20日付け東大研倫発第52号の通知2頁記載の、申立者の公表行為に対し「強く遺憾の意」が表明されたことについて、参加人に質問権を保障した行政手続法20条2項に準じて、下記のとおり質問を申立てます。

記

第1、質問項目

以下の4点である。

質問1．平成30年12月19日付けで東京大学が申立書を受理したこと（以下、本件受理という）を申立者が公表したことについて

- (1)、本件受理の事実を公表すべきでないとする例外措置を正当化するに足りるだけの特段の事情とはどのようなものであるのか。
- (2)、その「特段の事情」の存在はどのように証明されているのか。

質問2．平成31年2月4日付け通知書（以下、本通知書という）の内容の一部を申立者が公表したことについて

- (1)、本通知書の内容の一部とはどこを指しているのか。
- (2)、当該内容を公表すべきでないとする例外措置を正当化するに足りるだけの特段の事情とはどのようなものであるのか。
- (3)、その「特段の事情」の存在はどのように証明されているのか。

質問3．申立者の異議申し立てに係わる情報の一部を申立者が公表したことについて

- (1)、申立者の異議申し立て書の内容の一部を公表すべきでないとする例外措置を正当化するに足りるだけの特段の事情とはどのようなものであるのか。
- (2)、その「特段の事情」の存在はどのように証明されているのか。

質問4．調査委員会の構成員（委員）の氏名・所属を申立者が公表することについて

- (1)、下記第2、2、(2)で後述するとおり、調査委員会の構成員（委員）の氏名・所属は本来、「当該独立行政法人等の組織に関する基礎的な情報」に該当するから、国立大学法人である東京大学はこれを国民に公表して提供する義務を負うべきものである。そこで、東京大学に代わって、申立者が調査委員会の構成員（委員）の氏名・所属を公表することは、調査委員会の透明性を高め、東京大学の説明責任を果たすことに貢献するものと考えるが、この見解に対してどのように考えるか。
- (2)、調査委員会の構成員（委員）の氏名・所属は公表すべきでないと考えられる場合、そのような例外措置を正当化するに足りるだけの特段の事情とはどのようなものであるのか。
- (3)、その「特段の事情」の存在はどのように証明されているのか。

第2、質問の理由

1、はじめに

今日、国民の最大の関心事の1つが「統計不正」に象徴される「不正」問題である。本件の「研究不正」がメディアの関心事となっているのも「研究不正」問題が日本社会に巣食い、日本社会を蝕む「不正」問題を映し出す鏡であり、多くの国民の「政治不信」「研究者不信」の源泉として重大な関心事となっているからである。

そこで、本件の「研究不正」問題の真相解明を果し、国民の信頼回復を成し遂げるためには、公正さも透明性もなく、厚労省とナアナアのズルズルべったりで「統計不正」問題を調査した第三者調査委員会（特別監察委員会）の失敗をくり返すことは許されない。そのためには、一度、適正な行政のコントロール・システムのあり方を定めた行政法上の基本原理に立ち返る必要がある。

1990年代の行政改革の過程で注目を集めた行政法上の基本原理が「行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則」（塩野宏「行政法」〔第五版補訂版〕85頁）であり「前者は主に行政手続上の原則として、後者は主に情報公開法の原則として捉えられる」が、この原理はそれにとまらず、「より広く、行政作用一般にかかる嚮導的法理とみることができる。」（塩野宏・同書85頁）。

或る具体的な行政決定に向けられた過程を行政手続と呼ぶが、告知・聴聞、文書閲覧、理由付記、処分規準の設定・公表は行政手続における「適正手続四原則」ともいえるべきものとして普遍化している」（塩野宏・同書270頁）。このうち、告知・聴聞は「行政手続上の原則として最も普遍的なもの」とされ、「わが国でもその法的根拠をどこに求めるかの違いはあるが、告知・聴聞が行政手続上の最も重要な原

則として位置づけられることに異論はない。」(塩野宏・同書270頁)

そして、一方で、かねてより、原則としてすべての行政領域に適用される一般行政手続法の制定の必要性が指摘されてきて、ようやく1993年に「行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする」(第1条)行政手続法が制定された。他方で、かねてより、主権者である住民の行政への適切な参加、監視を可能ならしめることを目的として、行政機関が管理する情報を私人の請求により開示すること及び行政機関の側で積極的に情報提供する情報公開制度の法制化の必要性が指摘されてきて、ようやく1999年に「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定める」行政機関の保有する情報の公開に関する法律が制定され、ついで2001年に、のちの国立大学法人も対象法人とされる独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律が制定された。かかる行政手続法と情報公開法の基本原理であるばかりか、行政作用一般にかかる嚮導的法理でもある「行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則」が、本件の「研究不正」申立について調査し、「研究不正」の疑いを審理し、裁定という行政決定を下す第三者調査委員会(半数以上が学外者から構成される調査委員会)の行政過程のあり方を律する際の基本原理である。従って、東京大学における「研究不正」問題の真相解明と再発防止を果すために設置された東京大学科学研究行動規範委員会(以下「本委員会」という)のあり方については「行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則」という基本原理及びこの基本原理に沿って制定された行政手続法と情報公開法に照らして吟味される必要がある。

そこで、今般、申立者に本年2月20日付で通知(東大研倫発第52号。以下、本通知という)2頁に「平成30年12月19日付けで本学が申立書を受理したことを、本学に何らの協議もなく公表し、また、平成31年2月4日付け通知書に情報管理の留意方を付記したにもかかわらず、同通知内容の一部及び本件異議申し立てに係わる情報の一部を無断で公表したことに強く遺憾の意を表します。」と記載された、本申立に関する事実・情報の公表のあり方についても、「行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則」という基本原理及び行政手続法と情報公開法に照らして吟味される必要がある。

2、国立大学の「研究不正」の申立に関する事実の公表について

(1)、対象法人として国立大学法人も適用される「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」第1条は情報公開制度の目的について次のように掲げ、宇賀克也東大教授は、これを私人による情報開示請求制度と行政側による情報提供制度が「情報公開を進めるための車の両輪として明示的に位置づけている点に大きな特

色がある」(新・情報公開法の逐条解説〔第4版〕174～175頁)と説明する。

(目的)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

すなわち、国立大学法人は本来、その諸活動を国民に説明する責任を全うするために、保有する情報を積極的に国民に提供する必要がある。この情報提供行為は同時に、本件の「研究不正」申立について調査し、「研究不正」の疑いを審理、裁定という行政決定を下す第三者調査委員会(半数以上が学外者から構成される調査委員会)の行政過程において求められる透明性の原則すなわち「行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであること」(行政手続法第1条)に適うものである。この情報提供の要請と透明性の原則という行政作用一般にかかる嚮導的法理に照らせば、本件の「研究不正」申立の手續に関する事実・情報は可能な限り国民に提供されるべきであり、それなくして、国民が研究不正に対し抱いている根深い不信からの信頼回復はあり得ない。

これに対して、例外的に国民に提供すべきでない情報があるとしたら、それはかかる例外措置を正当化するに足りるだけの特段の事情が認められる場合に限り、なおかつその主張・立証責任はこの例外を主張する側にある。

(2)、さらに、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」は第1条の目的に掲げた「情報の提供」を具体化するため、第4章情報提供において、次の通り、第22条1項を設けている。

第四章 情報提供

第二十二條 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

- 一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
- 二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
- 三 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

すなわち同条1項1号は「当該独立行政法人等の組織に関する基礎的な情報」を国民に情報提供する義務を課しており、その結果、国立大学法人の組織である大学

法人が設置した委員会の委員の氏名及び所属は「当該独立行政法人等の組織に関する基礎的な情報」に該当するから、国立大学法人はこれを国民に公表して提供する義務を負うと解すべきである。

(3)、なお、本年2月4日、申立者代理人のメールによる以下の質問に対し、「本調査の「調査委員会の構成（調査委員の所属・職・氏名）」の情報を私どもが記者発表することについて、何か問題があるとお考えでしょうか。」

同日、東京大学より、以下の回答があった。

「公正な調査に支障を来す懸念と委員の個人情報に係わる事柄でもあることから、一切公表はしておりませんので、ご高察ください。」

しかし、これまで、近時の厚労省の統計不正問題の第三者調査委員会（特別監察委員会）は言うに及ばず、個別の食品事故、原発事故の真相解明のために設置された第三者調査委員会（食品安全委員会、国会事故調査委員会、政府事故調査委員会など）においては、当該調査委員会の構成（調査委員の所属・職・氏名）」の情報はすべて公表されてきた。なおかつ、その公表により「公正な調査に支障を来す」こともなかった。従って、なにゆえ、ひとり東京大学の研究不正の真相解明のために設置される第三者調査委員会のみが「調査委員会の構成（調査委員の所属・職・氏名）」の情報を公表せずに済むのか、「行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則」という基本原理から、その非公開を正当化するだけの特段の事情を見出すのは不可能というほかない。

3、小括

以上を踏まえて、申立者としては、本通知2頁に、申立者の公表行為に対し「強く遺憾の意」が表明されたことに関して、前記第1のとおり質問に及んだ次第である。

これらの質問に対して、東京大学における研究不正が疑われている本件申立の真相解明の手續において説明責任を果たすという観点から、誠実な回答をしていただくことを切に願うものである。

以 上